

石井町地域防災計画

【南海トラフ地震対策編】

石井町地域防災計画 目次		ページ
南海トラフ地震対策編		
第1章 総 則		N-1-1
第1節 計画の性格		N-1-1
第2節 地震の想定等		N-1-1
第2章 災害予防		N-2-1
第1節 建築物等の耐震化		N-2-1
第2節 都市防災機能の強化		N-2-6
第3節 土砂災害等予防対策		N-2-8
第4節 水道施設の耐震化		N-2-9
第5節 危険物等の災害予防対策		N-2-11
第6節 避難対策の充実		N-2-13
第7節 火災予防対策の充実		N-2-16
第8節 自治体業務継続計画(BCP)		N-2-20

南海トラフ地震対策編

第 1 章 総則

第 1 節 計画の性格

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づく「石井町地域防災計画」の「南海トラフ地震対策編」に南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「南海トラフ法」という。）第 6 条第 1 項で規定する事項も合わせて定めた石井町防災会議が作成する計画であり、この計画に定めのない事項については共通対策編に定めるところによるものとする。

第 2 節 地震の想定等

第 1 方針

本町の地震対策は、徳島県が作成した次の想定等を基本として実施する。これらの想定は、現時点での最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスの地震を推計したもので、その発生頻度は極めて低いものであるが、この最大クラスの地震への対応を目指す必要があることから作成されたものである。

- 1 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）（平成 25 年 7 月 31 日公表）
- 2 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）（平成 25 年 11 月 25 日公表）

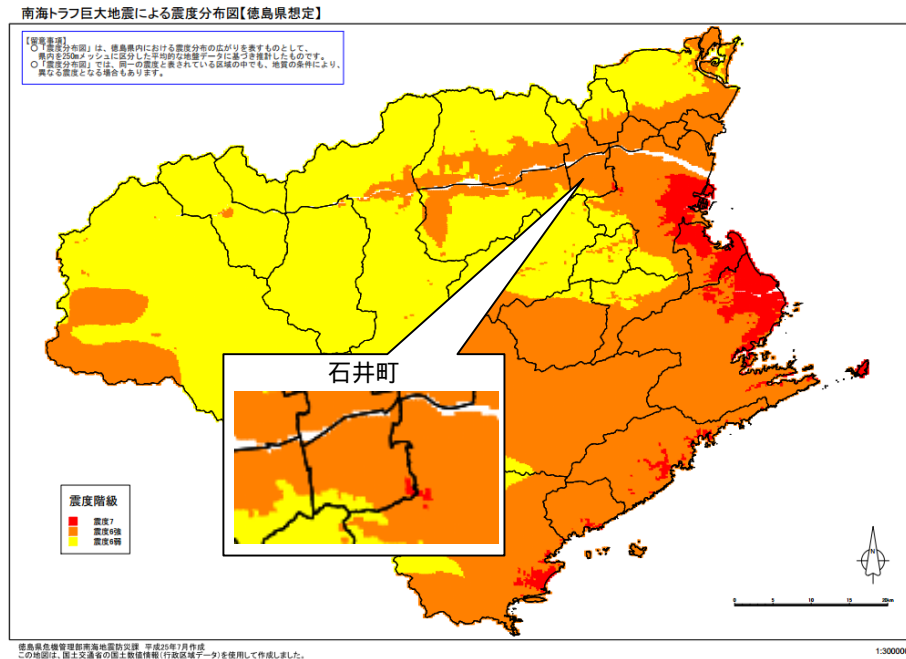
第 2 想定等の内容

1 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）（平成 25 年 7 月 31 日公表）

- （1）平成 24 年 8 月 29 日に国が公表した「南海トラフの巨大地震の震源モデル（M9.1）」をもとに「震度分布」、「液状化危険度」、「建物被害」、「人的被害」などを算出している。
- （2）本町における最大震度は「7」である。

南海トラフ地震対策編

「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定」(第一次：平成25年7月31日 徳島県公表)より



ア 徳島県内の死者数

(単位：人)

発生時刻	揺れ	急傾斜	津波	火災	ブロック塀、自動販売機転倒、屋外落下物	合計
冬深夜	3,900	30	26,900	470	0	31,300
夏 12 時	2,400	20	21,800	570	10	24,800
冬 18 時	2,800	20	20,900	920	30	24,700

イ 徳島県内の建物全壊棟数

(単位：棟)

発生時刻	揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火災	合計
冬深夜	60,900	540	360	42,300	5,500	109,600
夏 12 時					9,300	113,400
冬 18 時					12,300	116,400

1) 徳島県の全建物棟数：291,990 棟

ウ 石井町内の死者数

(単位：人)

発生時刻	揺れ	急傾斜	津波	火災	ブロック塀、自動販売機転倒、屋外落下物	合計
冬深夜	130		0		0	130
夏 12 時	80		0			80
冬 18 時	90		0			100

1) は若干数を示す

2) 数値はある程度幅をもって見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

エ 石井町内の建物全壊棟数

(単位：棟)

発生時刻	揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火災	合計
冬深夜	2,000	10		0	10	2,000
夏 12 時						2,000
冬 18 時					70	2,100

1) 数値はある程度幅をもって見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

2) 石井町の全建物棟数：9,038 棟 は若干数を示す

2 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）（平成 25 年 11 月 25 日公表）

(1) 平成 24 年 8 月 29 日に国が公表した「南海トラフの巨大地震の震源モデル（M9.1）」をもとに「ライフライン被害」、「交通施設被害」、「生活支障等」及び発災後の被害の様相を示したものである。

(2) 津波被害については、「徳島県津波浸水想定（平成 24 年 10 月 31 日公表）」に基づき作成したものである。

ア ライフライン被害

(ア) 上水道

市町村名等	給水人口 (人)	復旧対象給水人口 (人)	直後		1 日後		1 週間後		1 ヶ月後		津波全壊人口 (人)
			断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	
県全体	749,300	633,900	92	689,000	73	547,700	56	417,800	22	165,500	115,400
石井町	24,500	24,500	98	23,900	84	20,700	65	16,000	13	3,300	0

1) 断水率=(管路・浄水場等被害による断水人口+津波全壊による断水人口)/全給水人口

2) 復旧対象給水人口は、津波浸水により建物全壊した需要家数に相当する人口を除く

3) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある

(イ) 下水道

市町村名等	処理人口 (人)	復旧対象処理人口 (人)	直後		1 日後		1 週間後		1 ヶ月後		津波全壊人口 (人)
			支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	
県全体	128,000	107,700	79	101,500	79	101,500	26	33,500	1	1,300	20,300
石井町											0

1) 支障率(直後～1 週間後)=(管路・処理場被害による支障人口+津波全壊による支障人口)/全処理人口

2) 支障率(1 ヶ月後)=管路・処理場被害による支障人口/全処理人口

3) 復旧対象処理人口は、津波浸水により建物全壊した需要家数に相当する人口を除く

4) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある

南海トラフ地震対策編

(ウ) 電力

市町村 名等	代表 震度	電灯 軒数 (軒)	復旧対象 電灯軒数 (軒)	直後		1日後		津波全壊相当 電灯軒数(軒)
				停電率 (%)	停電 軒数 (軒)	停電率 (%)	停電 軒数 (軒)	
県全体	-	415,300	351,900	98	408,900	72	300,400	63,400
石井町	6.39	11,800	11,800	100	11,800	74	8,800	0

- 1) 停電率=(需給バランス等に起因した停電軒数 + 津波全壊による停電軒数)/全電灯軒数
- 2) 復旧対象電灯軒数は、津波浸水により建物全壊した需要家数に相当する電灯軒数を除く
- 3) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある

(I) 通信

a 固定電話

市町村 名等	回線数	復旧対象 回線数	直後		1日後		津波全壊相当 回線数
			不通率 (%)	不通回 線数	不通率 (%)	不通回 線数	
県全体	215,800	184,600	98	212,500	75	162,000	31,200
石井町	6,100	6,100	100	6,100	74	4,500	0

- 1) 不通率=(停電に起因した不通回線数又は電線等被害による不通回線数 + 津波全壊による不通回線数)/全回線数
- 2) 復旧対象回線数は、津波浸水により建物全壊した需要家数に相当する回線数を除く
- 3) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある

b 携帯電話〔徳島県全域〕

東日本大震災では、発災直後は基地局等の倒壊・流失などによる停波基地局が相当数発生し、1日後にはバッテリーや自家用発電機の燃料等の枯渇により停波する基地局がさらに増加した。その後、電力の復旧や各事業者の迅速な復旧作業により、1ヶ月半程度で、一部のエリアを除き、復旧がされたところである。

本県においても、南海トラフ巨大地震が発生すると、通信インフラ等の被災や輻輳の発生、各事業者による通信規制により、発災直後から非常に繋がりにくい状況となることが想定される。

(オ) ガス

LP ガス〔徳島県全域〕

「東日本大震災を踏まえた今後の LP ガス安定供給の在り方に関する調査報告書」によれば、LP ガス基地が津波浸水等の様々な要因により、10 箇所で出荷停止を余儀なくされた。それに対しては、代替基地からの振替出荷、国家備蓄からの放出等の対策が講じられたが、卸売・小売の段階でも、タンクローリーの不足、充填所・販売店の被災、燃料不足、人手不足等の様々な復旧作業の支障となる事象が発生した。

被災三県における LP ガスの復旧状況については、大規模な余震が発生し、都度点検を実施して供給を再開しなければならない状況が繰り返されたが、3 月 11 日に発生した大震災に対する復旧は概ね 4 月上旬、全体の復旧は 4 月 21 日(当面復旧可能な世帯に対して)である。発災当日はガスボンベ等の安全装置によって、自動的にほぼ全ての世帯において、供給が一旦止まったとみられ、その後順次点検を実施しながら供給が再開された。

本県においても、南海トラフ巨大地震が発生すると、発災直後においては、ガスボンベ等の安全装置により、自動的にほぼ全ての世帯において、供給が一旦停止し、その後、順次点検を実施したところから供給が開始されるが、大きな揺れと津波による LP ガス基地・充填所等の被災、輸送力不足、点検作業を実施する事業者の被災などから、すべての復旧対象世帯において供給が開始されるには 1 ヶ月程度を要すると想定される。

イ 交通施設被害

(ア) 道路施設〔徳島県全域〕

道路種別	津波浸水域		津波浸水域外		総延長 (km)	被害 箇所数
	延長 (km)	被害 箇所数	延長 (km)	被害 箇所数		
全路線	3,250	690	11,760	940	15,020	1,600
うち高速道路・直轄国道	80	60	300	50	390	110
うち補助国道 ・県道・市町村道	3,170	630	11,470	880	14,630	1,500
うち緊急輸送道路	180	70	950	100	1,130	170

1) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある

(イ) 鉄道施設〔徳島県全域〕

鉄道区分	路線名称	津波浸水域		津波浸水域外		路線 延長 (km)	被害 箇所数
		延長 (km)	被害 箇所数	延長 (km)	被害 箇所数		
四国旅客鉄道 (JR 四国)	高德線	6	10	19	50	25	60
	鳴門線	8	20	0	0	8	20
	牟岐線	38	70	42	120	79	190
	徳島線	2		66	160	67	170
	土讃線	-	-	41	90	41	90
	計	54	110	168	420	222	530
阿佐海岸鉄道	阿佐東線	3		4	10	8	20
全体		57	110	172	430	229	550

1) 「-」の路線は、浸水の影響はない

南海トラフ地震対策編

- 2) は、若干数を表す
 3) 数値は、一の位または十の位で処理しており、合計が合わない場合がある

ウ 生活支障等

(ア) 避難者（冬 18 時発生）

（単位：人）

市町村名等	人口	警報解除後当日			1 週間後			1 ヶ月後		
		避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計
県全体	785,491	202,200	108,400	310,600	226,500	136,100	362,600	102,500	239,200	341,700
石井町	25,954	3,700	2,400	6,100	4,700	4,700	9,300	2,500	5,900	8,500

- 1) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある

(イ) 帰宅困難者（単位：人）

市町村名等	帰宅困難者数
県全体	40,600 ~ 50,400
石井町	780 ~ 1,300

(ウ) 医療機能（冬 18 時発生）

（単位：人）

市町村名等	入院需要			
	重傷者数	死者の 1 割	要転院患者数	合計
県全体	4,700	2,500	2,100	9,300
石井町	140	10	20	160

- 1) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある

(エ) 災害廃棄物等（冬 18 時発生）

市町村名等	重量換算(万トン)			体積換算(万 m ³)		
	災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物	計
県全体	1,000	550 ~ 1,200	1,600 ~ 2,200	1,700	500 ~ 810	2,200 ~ 2,500
石井町	18	0 ~ 0	18	32	0	32

(オ) 住機能（冬 18 時発生）（単位：戸）

市町村名等	全戸数	必要応急仮設住宅戸数
県全体	302,100	70,200
石井町	8,900	1,200

(カ) エレベーター閉じこめ

(単位：台)

市町村名等	エレベーター数	閉じこめ可能性のある台数			
		安全装置 作動	揺れによる 故障	停電	合計
県全体	2,900		240	540	780
石井町	50			10	10

1) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある

2) は、若干数を表す

(キ) 避難行動要支援者(災害時要援護者)(冬 18 時発生)

(単位：人)

市町村名等	避難所生活者数 (1 週間後)	避難所生活者のうちの避難行動要支援者(災害時要援護者)数								
		65 歳 以上 高齢単 身者	5 歳 未満 乳幼児	身体障 がい者	知的障 がい者	要介護 認定者 (要支 援者除 く)	難病 患者	妊産婦	外国人	合計
県全体	226,500	9,000	8,700	10,400	2,000	8,700	1,700	1,800	1,100	43,400
石井町	4,700	140	190	230	40	180	40	40	20	880

1) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある

2) 属性間の重複あり

注：石井町の避難行動要支援者台帳に記載する高齢単身者は 75 歳以上

(ク) 文化財〔徳島県全域〕

全施設数	要因別被害想定結果		
	津波浸水	揺れ	火災
17	2	9	0

1) 要因間での重複あり

(ケ) 孤立集落

市町村名等	孤立可能性の ある集落数	孤立集落数		
		農村	漁村	合計
県全体	465	117	23	140
石井町	0	0	0	0

南海トラフ地震対策編

エ 経済被害〔徳島県全域〕

種別	被害額(億円)
住宅	42,100
家庭用品	6,900
償却資産	6,200
棚卸資産	3,100
上水道	110
下水道	290
電力	90
通信	390
道路	430
鉄道	130
港湾	1,300
その他土木施設	870
災害廃棄物	2,300
合計	64,000

1) 数値は、十の位、百の位または千の位で処理しており、合計が合わない場合がある

第2章 災害予防

第1節 建築物等の耐震化

第1 方針

平成7年に発生した阪神・淡路大震災における建築物の被害状況をみると、昭和56年に改正された建築基準法の新耐震基準を満たさない建築物の被害が極めて顕著であり、それ以後に建築された新しい建築物の被害が軽微であったことが明らかになった。

一方、各種調査による被害想定では、建築物の甚大な被害も報告されている。

以上のことから、建築物の耐震性の確保は、重要であり、新設の建築物については耐震を考慮した設計を積極的に取り入れるとともに、既存の建築物についても耐震診断・耐震改修を促進する必要がある。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下「耐震改修促進法」という。)に定められた特定建築物(多数の者が利用する一定規模以上の建築物で、現行の建築基準法の耐震規定に適合しないもの)の所有者に対し、耐震改修についての指導、助言などを行い、さらに一般建築物の所有者に対しても、その必要性について普及・啓発を図るものとする。

とりわけ、多数の者が利用する施設、地震発生時の避難、救護、応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物については、耐震性の確保についてより一層の強化を図る。

第2 内容

主な実施機関

町(いのちを守る防災・危機対策課、建設課、教育委員会)

1 建築物の耐震化

町内の建築物について、耐震改修促進法第6条に基づき、その耐震性の確保を図るものとする。

町内の学校、病院など災害時の拠点となる「特定建築物」については不特定多数の者が利用すること等、大きな影響を与えることから、官民を問わず建物の早急な耐震化を目指す。

中でも「学校」「病院」「庁舎」「公営住宅」については、被害の縮小や避難場所の確保、災害復旧の拠点機能確保の観点から、徳島県の特定建築物の耐震化目標を踏まえつつ、具体的な耐震化の数値目標を定め、より迅速な建物の耐震化を目指す。

<町内の主な特定建築物>

- (1) 本庁舎 災害対策本部
- (2) 消防署 応急活動拠点
- (3) 防災センター 災害活動拠点
- (4) 前山公園屋内運動場(体育館) 避難収容拠点
- (5) 石井小学校 避難収容拠点
- (6) 石井町保健センター 要介護施設
- (7) 石井町中央公民館、石井分館、浦庄分館、高原分館、藍畑分館、高川原分館

特定建築物

階数 3 以上かつ延床面積 1,000m² 以上の建物。ただし、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校は、階数 2 以上かつ 1,000m² 以上の建物、体育館（一般の要に供されるもの）は、階数 1 以上かつ 1,000m² 以上の建物、老人ホームや老人福祉施設等は、階数 2 以上かつ 1,000m² 以上の建物、幼稚園・保育所は、階数 2 以上かつ 500m² 以上の建物。また、促進法第 6 条 2 号「危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物」及び、促進法第 6 条 3 号「地震によって・・・」については、面積・階数の要件なし。

2 一般建築物等の耐震対策

耐震性の低い木造住宅については、大きな被害が想定されることから耐震診断及び補強等の重要性について、広く住民の認識を深めるとともに、耐震補強の促進を図るものとする。

特に、建築年度の古い木造住宅及び地盤沈下等により地震の被害を受けやすい建築物の耐震性の促進については、重要な課題であり、有効な補強方法を広く住民に普及し、自らの住まいの耐震性について認識を深めるとともに耐震診断、耐震改修の実施を促進するものとする。

3 文化財の耐震対策

文化財は歴史上また学術上価値の高いものであるとともに、広く住民の貴重な共有財産であることから、これを適正に保存し後世に継承して住民の文化向上に資する必要がある。このため、町は、文化財所有者等に対して防災知識の普及・啓発及び耐震性確保のための指導・助言を行うものとする。

4 工作物の耐震対策

自動販売機、屋外看板、煙突、広告塔、高架水槽・鉄塔等の工作物の耐震性についても設置者の認識を深めるとともに、点検・補強を呼びかけるものとする。

5 建築物の窓ガラス・外装タイル等の耐震対策

道路に面する建築物の所有者は、窓ガラス・外装タイル等の落下防止に努めること。特に、通学路及び避難場所周辺に面する 3 階以上の建築物の所有者は、点検を実施し安全性の確保を図るものとする。

6 ブロック塀等の耐震対策

ブロック塀等の所有者の自主的な点検及び安全性を確保するよう呼びかけるものとする。特に、通学路沿いのブロック塀等の所有者に対しては、建築基準法に適合したものとするよう指導するとともに、定期的な点検と補強を働きかけるものとする。

7 家具等の転倒防止対策

住宅、事務所等の建物内の食器棚や書棚等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、その適切な対策、転倒防止方法等について広報誌、パンフレット等により住民への啓発・普及を図り、家具等の耐震安全性の確保を図るものとする。

8 住民に対する耐震対策の普及・啓発

前記各項目について住民の認識を深めるため、町は講習会を開催するにとどまらず、種々の講習会等にも積極的に講師を派遣するものとする。また、防災パンフレットなどを配布し、建築物の耐震化を住民ぐるみで進めるよう努める。

9 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

施設等の整備は、毎年必要な見直しを行いつつ実施するものとし、具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

(1) 道路構造物(橋りょう)の耐震化整備計画

広域避難場所への道路の通行を確保するため主要避難路に架かる主要橋りょうの耐震化補強対策を順次進める。

橋りょう名	橋長(m)	橋設置個所	河川名	路線名
関西橋	37.6	中須～関	江川	高原 1号線
関中橋	37.2	中須～関	江川	高原 2号線
関東橋	38.3	中須～関	江川	高原 3号線
水防橋	39.0	平島	江川	高原 4号線
第1新飯尾川橋	27.0	関	飯尾川放水路	高原 123号線
第2新飯尾川橋	27.0	関	飯尾川放水路	高原 105号線
第3新飯尾川橋	31.0	関	飯尾川放水路	高原 103号線
第2水防橋	27.0	平島	飯尾川放水路	高原 4号線
富沢橋	54.0	平島	飯尾川放水路	高原 30号線
野神橋	77.2	諏訪～関	飯尾川	諏訪 4号線
金長橋	14.5	諏訪～平島	飯尾川	諏訪 30号線
御所地橋	15.5	国実～下浦	飯尾川	国実 70号線
山瀬橋	46.0	下浦～国実	飯尾川	下浦 36号線
上車橋	26.1	重松～城ノ内	飯尾川	重松 14号線
佐尾橋	56.0	天神～高川原	飯尾川	天神 38号線
天神橋	55.0	高川原～天神	飯尾川	高川原 3号線
藍高橋	55.0	高畑～高川原	飯尾川	高畑東 45号線
第1関上橋	17.0	加茂野	飯尾川	加茂野 41号線
第2関上橋	17.6	加茂野	飯尾川	加茂野 3号線

南海トラフ地震対策編

桜間橋	57.5	桜間	飯尾川	桜間 29 号線
一丁地東橋	15.0	上浦	飯尾川支流 広川	上浦 32 号線
中央橋	15.7	石井	渡内川	石井 109 号線
本条橋	30.0	石井	渡内川	石井 59 号線
三光橋	29.9	高川原～市楽	渡内川	高川原 87 号線
八坂橋	35.3	高川原～加茂野	渡内川	高川原 33 号線
第 2 川中橋	16.1	高畑	神宮入江川	中須 37 号線
新栄橋	60.0	桜間	飯尾川	桜間 47 号線
高浦大橋	105.0	国実～諏訪	飯尾川	高原 6 号線
下浦高架橋	160.0	諏訪～下浦	J R 徳島本線	高原 6 号線
加茂野橋	58.0	加茂野	飯尾川	加茂野 52 号線
藍高大橋	55.1	高川原～高畑	飯尾川	高川原 27 号線
上飯尾川橋	58.0	桜間	飯尾川	桜間 50 号線
御所地橋（新）	51.3	国実～下浦	飯尾川	国実 70 号線
公ト橋	45.5	東高原～諏訪	飯尾川	高原 44 号線

長寿命対策橋梁

(2) 「広域避難場所への主要避難路」に位置づけられている下記国、県、町道の点検整備を進める

路 線 名			
1	国道 192 号	7	県道 122 号板野川島線
2	国道 318 号	8	県道 153 号石井停車場線
3	県道 15 号徳島吉野線	9	県道 230 号第十白鳥線
4	県道 20 号石井神山線	10	県道 231 号高原石井線
5	県道 30 号徳島鴨島線	11	県道 232 平島国府線
6	県道 34 号石井引田線	12	県道 240 号西麻植下浦線

(3) 避難所・避難路の整備

避難所の適正配置と充実に努め、住民が安全に避難できるよう避難路や避難所について周知するとともに、必要な案内看板等の設置を進めるものとする。

(4) 浸水対策施設

町は以下の項目について努めるものとする。また、国及び県の管理する水門、樋門等の河川管理施設について、早急な点検の実施、計画的な整備促進を要請する。

ア 水門、樋門の点検業務委託

イ 非常用発電装置の配備及び水門、樋門の自動化

10 関係団体との連携

一般建築物の耐震化等について、広報活動を行っている建築士会等の協力を得て耐震性の確保を図るため、指導の強化及びポスター等の掲示をするなど、その周知・啓発、普及を図り、一般建築物の耐震性の確保を図るものとする。

第2節 都市防災機能の強化

第1 方針

社会環境の変貌に伴い、そこに発生する災害の態様も、多様化、複雑化の傾向にある。

また、都市化の進展に伴い新たな災害発生が予想される。このような状況から災害を防除し、被害を最小限に止めるため、防災空間の確保、建築物の不燃化の促進、市街地の再開発等を図ることにより都市の防災化対策を推進するものとする。

第2 内容

主な実施機関

町（いのちを守る防災・危機対策課、建設課）

1 防災空間の確保

市街地における大規模な地震災害、同時多発火災が発生した場合の被害を最小限にとどめるため、避難場所、避難路や自衛隊の活動拠点として有効な役割を果たす都市公園、緑地の整備や、新たな避難路や救援路、施設を利用した避難所などの機能確保が期待できる防災空間の確保に努める。

（1）緑の基本計画

自然と人間の共生する緑豊かな都市を形成し、住民が豊かさを実感できる生活環境を形成していくためには、官民が一体となって、都市における緑地の保全・創造を図ることが必要である。

そのため町は、全町的な緑化計画を推進する「緑の基本計画」の策定に努める。

（2）都市公園の整備

本町は、不燃化が進んだとはいっても、依然として木造家屋を中心として構成されており、大地震及び火災に対して極めて脆弱な都市構造であるため、町は、環境保全、レクリエーション機能とともに都市防災機能を持つ都市公園の整備に努める。

都市公園の現況

都市計画区域 人口(人)	計画区域面積 (ha)	公園数 (箇所)	都市公園面積 (ha)	一人当たりの 公園面積(m ²)
26,345	2,883	2	11.5477	4.39
H26.9 現在 石井町ホームページより	(平成 17 年国勢調査) 徳島東部都市計画区域 マスタープラン H24.5	前山公園 飯尾川公園	前山公園 7.1845 飯尾川公園 4.3632	

2 建築物の不燃化促進

(1) 防火地域・準防火地域の指定

木造建築物で形成された市街地から地震による火災等の被害が生じるおそれがあり、火災の危険を防除するため都市計画において防火地域・準防火地域が定められている。

防火地域の指定は建築物の耐火建築物の促進を図るもので、町の中心及び幹線道路沿いを指定しており、準防火地域の指定は一定規模以上の建築物を耐火建築物へ、その他の建築物は準耐火建築物への促進を図る。

こうした制度の活用により、建築物の不燃化の促進を図っていくものとする。

【参考】町内の防火地域指定状況 3.6ha

(2) 公的住宅の不燃化促進

公営住宅等については、不燃化を促進及び周辺環境を考慮した住宅団地そのものの防災面での強化を図るとともに、地域の防災拠点として利用できるよう、配置及び機能等を考慮した住宅団地造りを推進するものとする。

3 市街地再開発事業の推進

木造家屋が密集している地域等地震災害に対し構造的に脆い地域については、再開発を通じ、耐震耐火建築物の建設及び道路、公園、緑地等の公共施設の整備を図り、都市機能の整備と防災機能を充実し、災害に強いまちづくりを推進するものとする。

4 宅地開発の防災対策

開発行為の指導にあたっては、関係法令の適切な運用により無秩序な開発の防止に努め、地域環境の保全、道路、排水、公園緑地、消防施設等の整備や防災性を配慮した開発行為が図られるよう指導する。

5 空き家対策の推進

地震等災害により倒壊し、道路等を閉塞するおそれのある老朽化して危険な空き家を除却するなど、住民の安全と安心の確保を図るものとする。

第3節 土砂災害等予防対策

- 共通対策編第2章第13節「土砂災害等予防対策」を参照。

第4節 水道施設の耐震化

第1 方針

地震による水道被害を抑制し、迅速な復旧を可能にする水道施設の耐震化について定める。

第2 内容

主な実施機関

町（水道課）

1 水道施設の耐震化

町は、地震による水道施設の被害を抑制し、また液状化等による被害の影響を少なくするため、あらかじめ耐震化に係る計画を策定するものとする。

- (1) 耐震化に際して弱点となるような管路については、耐震性の高い管路への更新を進め、早期に完了させるよう努める。
- (2) 耐震化は、重要度の高い次に掲げる水道施設から計画的に進めるよう努める。
 - ア 浄水場、配水池、主要な管路等の重要度の高い基幹施設
 - イ 避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点施設等防災上重要な施設への配水施設
 - ウ 情報伝達設備、遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の水道施設の機能を十分発揮させるために必要不可欠な施設
- (3) 断水被害区域が広範囲とならないよう、バルブの配置を見直し適切な配置の整備を進める。
- (4) 局地的な被害が生じても施設全体の機能阻害を低減させるため、隣接事業体と管路で連結するなど、管路システムを耐震化することについて検討する。

2 二次災害の防止

町は、水道施設の被災により、貯留水の流出による被害や有毒物質の漏洩による被害などの二次災害が予想される場合には、次のような対策を検討し、必要な予防措置を講ずるものとする。

- (1) 配水池貯留水の流出による避難路及び住宅密集地への被害を防止するため、流入・流出管に緊急遮断弁の設置
- (2) 法面に隣接した配水池での転倒防止、水の流出防止及び斜面配管における管路の防護
- (3) 塩素等の有害物質の漏洩による被害を防止するため、薬品貯蔵槽の防液堤の設置、貯留槽の定着強化のほか、配管に伸縮可撓を挿入、耐震継手の採用
- (4) 塩素設備の配管類の強化、ポンペの転倒・滑動防止、塩素除外設備の設置

3 応急復旧対策

町は、水道施設の被害によって断水が生じて、早期の復旧を可能とするため、応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、次の対策を講ずるものとする。

- (1) 日頃から水道施設の管理図面等の整備を図り、分散して保管・管理する。
- (2) 地震発生後の緊急措置や応急復旧活動に必要な情報の迅速な収集や、近隣市町村等への応援要請ができるよう、電話、無線等の通信手段を整備、確保しておく。
- (3) 応急復旧時に必要な資機材、作業力を確保するため、資機材を備蓄し、定期的に点検、整備

南海トラフ地震対策編

を行うとともに、近隣市町村との相互応援体制の整備を図り、また、資機材メーカー、施工業者等との協定等の締結に努める。

- (4) 復旧作業用水を確保するため、他用水から緊急取水について確認しておくほか、予備水源の確保、配水池の大容量化、受水槽の増量等について検討する。
- (5) 非常用電源を確保する。

第5節 危険物等の災害予防対策

第1 方針

地震等による危険物の災害の発生を防止するため、関係機関と連携し、法令等の定めるところによる保安体制の強化を図る。また、保安教育及び訓練の徹底と自衛消防組織の育成及び防災思想の普及を図るものとする。

第2 内容

主な実施機関

町（名西消防組合）

1 危険物の保安確保の指導

町は、石油類、火薬、高圧ガス等の危険物による災害を未然に防止するため、必要の都度、危険物施設への立入検査を実施し、危険物施設の位置、構造及び設備その他の管理の状況等が法令に定める技術上の基準に適合し、適正に維持管理されているかについて予防査察を行うとともに、次のような災害予防対策の指導を行うものとする。

- （1）危険物施設の所有者、管理者に対し、定期的な点検、点検記録の作成及び保存を行わせ、災害発生の予防指導を行う
- （2）危険物施設の従業員に対し保安教育を行い、防災に対する諸活動が円滑に実施され、応急対策が完全に遂行されるよう自衛消防組織体制の確立を指導する。
- （3）大火災となる要素を包蔵している地域又は施設に対しては、災害発生に対する防御計画の策定を指導する。

2 屋外タンク貯蔵所等からの流出油等事故対策

液体危険物を貯蔵する大規模な屋外貯蔵タンク等については、不等沈下の防止及び漏洩事故などの防止を図るよう指導するとともに、危険物の流出油等事故が発生した場合、敷地外流出による二次災害を防止するための必要な措置を講ずるよう指導する。

3 化学的な消防資機（器）材の整備

町は、多様化する危険物に対応して化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所等についても危険物災害の拡大防止を図るために必要な応急資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。

4 高圧ガス、LPガス及び火薬類災害予防対策

製造施設、貯蔵所等の実態を把握し、防災上必要に応じ、立入検査を実施し、防災設備の保守管理について責任者に指導し、防火管理者等による自主保安体制の確立を図る。

5 毒物劇物災害予防対策

- （1）毒物劇物営業者及び毒物劇物業務上取扱者に対し、常に基準に適合するよう施設の維持管理を図る。

南海トラフ地震対策編

- (2) 毒物劇物貯蔵所には、定期的に点検を行わせるとともに、事故が発生した場合の危険防止のため応急措置を講じると同時に届出義務（消防署、保健所、警察署）の周知徹底を図る。

6 放射線災害予防対策

放射性物質取扱い業者等は、震災時における事故を未然に防止するため、施設の防災対策、教育及び訓練、装備資機材の充実を図り、自主保安体制を確立し、災害時には、速やかに関係機関に連絡できる体制を構築するものとする。

第6節 避難対策の充実

第1 方針

災害時における火災等から住民の生命、身体の安全を確保するためあらかじめ避難場所及び避難路の確保、避難計画の作成等を行い、計画的な避難対策の推進を図るものとする。

第2 内容

主な実施機関

町（いのちを守る防災・危機対策課）

1 避難場所の確保

（1）広域避難場所の選定

震災時には、円滑な消火活動が阻害されることが考えられ、密集市街地では炎上火災の恐れがあることから、町長は、住民等を安全に避難させるために必要に応じ、次の基準により広域避難場所を選定しておくものとする。

ただし、広域避難場所としての適格性の判断は、各種調査結果や各地区の市街地の状況等を勘案し、総合的に判断するものとする。

ア 火災の輻射熱等から避難者の安全を確保できる広さを有した公園、緑地、広場その他の公共等の空地であること。

イ 木造密集市街地から300メートル以上離れていること。

ウ がけ崩れ、浸水等の危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていないところであること。

エ 避難者が、避難場所へ安全に到着できる避難路と連結されていること。

オ 避難者一人あたりの必要面積は概ね2平方メートル以上とし、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する）を収容できるよう配慮するものとする。

カ 地区分けをする場合においては町単位を原則とするが、主要道路、河川等を境界とし、住民等がこれらを横断して避難することはできるだけ避ける。

（2）広域避難場所の整備

町長は、円滑な避難誘導及び避難場所での迅速な救援・救護活動を実施するため、広域避難場所の環境整備に努めるものとし、その主な内容は次のとおりとする。

ア 広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識などを設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

イ 広域避難場所内で円滑な給水活動が可能となるよう、必要な器財（ポンプ、浄水器等）の整備並びに水源の確保を図る。

ウ 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備を図る。

2 避難路の確保

町は、次の点に留意し、住民が安全に広域避難場所等へ避難するための避難路の確保に努めるものとする。

南海トラフ地震対策編

- (1) 原則として幅員が10メートル以上の道路としなるべく避難路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- (2) 避難路は、原則として相互に交差しないものとし、一方通行を原則とすること。
- (3) がけ崩れ、浸水等の危険のない道路であること。

3 避難に関する広報

町は、住民が的確な避難行動をとることができるよう平常時からあらゆる機会をとらえ避難に関する広報活動を行うとともに、避難場所の標示板を設置し、住民に対する周知徹底を図るものとする。

(1) 避難場所等の広報

避難場所の指定を行った町は、次の事項について地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- ア 避難場所の名称
- イ 避難場所の所在位置
- ウ 避難場所への経路
- エ その他必要な事項
- オ 避難所の広報は「広報いしい」及び町公式ウェブサイトの利用

(2) 避難のための知識の普及

町は、次の事項について住民への普及徹底に努めるものとする。

- ア 平常時における避難の心得
- イ 避難時における知識
- ウ 避難収容後の心得

4 町の避難計画

町及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において避難者が安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難計画を作成しておくものとする。

(1) 町の避難計画

町の避難計画は、次の事項に留意して作成するものとする。

- ア 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- イ 避難場所の名称、所在地等
- ウ 避難場所への経路及び誘導方法
- エ 避難場所内での被災者に対する救援・救護措置
 - (ア) 給水
 - (イ) 給食
 - (ウ) 負傷者に対する応急救護
 - (エ) 生活必需品の支給
 - (オ) その他必要な措置
- オ 避難場所における秩序維持
- カ 災害広報

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場その他の防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、関係行政機関との連携を深め訓練等を実施することにより避難の万全を期すものとする。

- ア 学校においては、児童や生徒を集団的に避難させる場合に備えて、それぞれの地域特性等を考慮した避難の場所、経路、誘導方法、指示伝達方法等を定める。
- イ 病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合に備えて、収容施設の把握、移送の方法、保健・衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

第7節 火災予防対策の充実

第1 方針

地震発生時に被害の大きくなるものは、二次的に発生する火災によることが多いので、出火防止、初期消火の徹底、火災の拡大防止等の火災予防の指導及び消防力の整備を図るものとする。

第2 内容

主な実施機関

町（いのちを守る防災・危機対策課、名西消防組合、消防団）

1 出火防止・初期消火体制の確立

町は、住民に対する防火思想の普及高揚を図るとともに、火気使用設備及び危険物施設等からの火災危険の排除指導を徹底的に行い、効果的な火災予防行政を展開することにより地震による火災の未然防止を図る。

（1）火災予防の徹底

町は地域社会の安全を守るため、出火防止等を重点とした講演会、講習会及び座談会等の開催により啓発を行うとともに、ポスター・パンフレット等印刷物の配布、その他火災予防週間中における車両等を用いた火災予防の呼びかけなど種々の消防広報を行い、火災予防の徹底を図る。

また、出火防止はもとより出火した場合、初期消火の対応状況が被害の増減に大きく影響することから、初期消火に必要な消化器材、消防用設備等の設置並びにこれらの器具等の取扱方法についても指導の徹底を図る。

ア 一般家庭に対する指導

火災や地震の恐ろしさ、出火防止についての知識等を普及されるとともに、名西消防組合火災予防条例に基づく火気使用設備、器具の使用状況、住宅用防災機器等の普及の推進及び住宅防火診断の実施等、出火防止に関する適切な指導を行う。

また、寝たきりや一人暮らしの高齢者、障がい者等の居る世帯については家庭を訪問し、住宅防火診断等を実施するなど、出火防止及び避難管理について詳細な指導を行う。

イ 職場に対する指導

予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会等あらゆる機会をとらえ、次に掲げる事項について関係者に対して周知し防火思想の普及、高揚を図る。

（ア）災害発生時の応急措置の要領

（イ）消防用設備の維持点検と取扱い方法の徹底

（ウ）避難、誘導体制の確立

（エ）終業後における火気点検の励行

（オ）自衛消防隊の育成指導

（2）地域ぐるみの防火訓練等、住民防火組織の育成

町は、震災時における消防機関等の活動と相まって地域住民が自主的に防火活動を行えるよう、防火・防災訓練の実施、住民防火組織の育成に努めるものとする。

ア 防火・防災訓練等の実施

防災機関の訓練と相まって、住民参加による地域ぐるみの防火・防災訓練等を実施し、初期消火に関する知識及び技術の普及を図る。

イ 住民防火・防災組織の育成

住民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識にたって、地域住民が力を合わせて災害に立ち向かう行動力をもつことから、防火組織の育成に努めるものとする。（資料編「自主防災組織一覧表」を参照）

ウ 婦人防火クラブの育成

婦人による家庭防災思想の普及徹底と地域における自主防災体制の確立を図ることを目的とし、育成に努めるものとする。

エ 幼少年消防クラブの育成

幼稚園児、小学生及び中学生を主な対象とし、幼少年期から火災防災思想の普及・啓発を図ることを目的として、組織づくりの推進及び育成に努めるものとする。

（３）予防査察の強化

町は、防火対象物の予防査察を年間行事計画等により定期的に実施し、特に火災発生時に人命に危険があると認められる対象物及び公共施設等について定期査察のほかに特別査察を実施し、火災予防の強化に努めるものとする。

（４）防火対象物の防火体制の推進

町は、不特定多数の者が出入りする防火対象物で、消防法に規定する対象物について防火管理者を必ず選任させ、その者に震災対策事項を加えた消防計画を作成させる。また、計画に基づく通報、消火、避難等の訓練を実施するとともに、消防用設備等の点検、火気使用等に関する指導を実施、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の設置指導を徹底し、防火体制の推進を図るものとする。

（５）危険物等の保安確保の指導

ア 石油類

町は、危険物による災害を未然に防止するため、必要の都度、危険物施設への立入検査を実施し、危険物施設の位置、構造及び設備その他管理の状況等が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているかについては査察指導を行う。

（ア）危険物施設の所有者・管理者に対し、定期的な点検、点検記録の作成及び保存を行わせることにより、災害発生の防止に努める。

（イ）危険物施設の従業員に対し保安教育を行い、防災に関する諸活動が円滑に運用され、応急対策が完全に遂行されるよう自主保安体制の確立を図る。

（ウ）大火災となる要素を包蔵している地域又は施設に対して、災害発生に対する防御計画の策定を指導する。

イ 火薬・高圧ガス

石油類に準じて行う。

（６）化学薬品からの出火防止

町は、化学工場、病院及び学校等に保有している化学薬品について、名西消防組合火災予防条例等に基づき、貯蔵、保管場所を不燃化等の指導を行うものとする。

2 消防力の整備強化

町は、消防力を確保するため、次により消防力の整備強化に努めるものとする。

(1) 総合的な消防計画の策定

災害が発生した場合に現有消防力を迅速かつ最大限に活用し、被害を最小限に軽減するための総合的な消防計画を策定する。

ア 災害警防計画

災害時において消防機関が適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準を定める。

イ 火災警防計画

火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等について定める。

ウ 消防活動困難地域の火災防御計画

木造建築物の密集地域、消防水利不足地域等で、火災が発生すれば大火になると予想される消防活動困難地域について定める。

エ 特殊建築物の防御計画

建物の構造、業態、規模が火災の対象事象のいずれから判断しても人命や延焼の危険等が著しく大きい建築物等について定める。

オ 危険物の防御計画

爆発、引火、発火その他火災の防御活動上危険な物品を貯蔵する建物、場所に対する要領について定める。

カ ガス事故対策計画

ガス漏洩事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関をはじめ関係機関の相互協力のもと被害の軽減を図ることを目的として定める。

(2) 消防活動体制の整備強化

火災発生時の初動体制を確立するため、消防機械装備の近代化、人員の増強等に努めるとともに、消防団員の高齢化等の問題に対して、青年層の参加促進、地方公共団体等職員の加入促進、施設・装備の整備充実並びに啓発活動等により、活性化を図るものとする。

(3) 消防装備等の整備強化

ア 消防装備の整備強化

消防装備については、より一層の充実強化を図るものとする。具体的には、消防ポンプ自動車等の増強はもちろんのこと、建築物の高層化、危険物品の増加、危険物施設の多様化等に対応して、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防自動車等の整備の促進を図る。

また、消防ポンプ自動車等がその機能を有効に発揮するために必要な人員を確保するとともに、特殊建築物及び危険物施設の査察強化等、複雑化する予防行政に対応するための専従職員を配置するなど必要な人員の確保を図る。

また、消防学校において高度な消防、救急、救助等の教育訓練の充実を図る。

イ 消防水利の確保

消防水利は消火活動上欠くことのできないものであり、河川、用水、池等自然水利の確保とともに、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等を計画的に設置し、平時におけるこれら消防水利の定期的な点検・整備を行う必要がある。

消火栓の設置は上水道の拡張計画とともに推進されるが、震災時には水源池、送配水管等が破壊され、全域にわたって消火栓が使用不能となる可能性もあり、これのみに頼ることは危険であるので、消火栓の設置と併せて防火水槽や耐震性貯水槽の設置促進に努める。

ウ 消防通信施設の整備

消防本部と消防署所、火災現場等との間で迅速・的確に情報の伝達や指令等を行うための消防通信施設の整備充実を図るとともに、医療機関や県警察等関係機関との連携を密にし、通信連絡体制の確立を図るものとする。

エ 救急隊の装備、人員の充実

迅速確実な救急業務が遂行されるよう、平時からの医療関係機関との密接な協調・連携のもと、救急体制・通信連絡体制の確立を図るとともに、救命率の向上を図るため高規格救急自動車の導入、救急救命士の養成等救急の高度化を促進する。

オ 救助装備の整備・高度化

高度な人命救助資機材の整備、多目的救助工作車の整備、救助隊員の安全装備の充実、支援装備の整備を図るとともに、救助隊員の向上を図るものとする。

カ 消防学校における教育訓練の充実

消防学校において高度な消防、救急、救助等の教育訓練の充実を図る。

キ 消防団詰所の整備

消防団の活動拠点である詰所の整備促進を図る。また地域の実情に応じ、一時避難所としての機能を有する詰所としての再整備も行う。

第8節 自治体業務継続計画（BCP）

第1 方針

南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合には、自治体も被災し、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約が生じることが考えられる。

そのような中で、町は、状況に応じ、速やかに「応急業務」を実施しなければならない。

また一方で、住民生活に密着する行政サービスの提供や基幹業務などの「継続の必要性の高い通常業務」は、危機事象発生時においても継続して実施することが求められている。

このため、町は、業務継続計画（BCP）の策定・運用に努めるなど、大規模地震時における業務継続の体制を図る。

第2 内容

主な実施機関

町（いのちを守る防災・危機対策課）

1 町における業務継続の体制整備

町は、業務継続計画（BCP）の策定・運用に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を進める。